

**指定路線区域等における大規模な流通業務施設（包括承認基準7）の
指定路線等の見直しについて**

■指定路線区域（変更分）

【知事指定路線】 インターチェンジ周辺に係るもの

番号	インターチェンジ名	該当市町村	指定区域
新規	首都圏中央連絡自動車道 稲敷	稲敷市	インターチェンジから1km 以内の区域
新規	首都圏中央連絡自動車道 五霞	五霞町	インターチェンジから1km 以内の区域

【事務処理市町村指定路線】 インターチェンジ周辺に係るもの

番号	インターチェンジ名	該当市町村	指定区域
変更	東関東自動車道 潮来	潮来市	インターチェンジから1km以内の区域(県道水戸神栖線の両側 75mの区域, 市道(潮)一級 13号線両側 95mの区域, <u>市道(潮)1384号線沿線の区域</u>)
新規	首都圏中央連絡自動車道 境古河	境 町	インターチェンジから1km以内の区域 (境町内に限る)